

佐久穂町被災住宅かさ上げ工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害に強いまちづくりを目指し、浸水による住宅被害の軽減を目的とし、被災住宅等のかさ上げ工事等を行う者に対し、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「居住者」とは、佐久穂町内で令和元年10月12日以降の自然災害による住宅浸水等で、町長の半壊以上のり災証明を受けた住宅に居住する者をいう。

2 この告示において「かさ上げ工事等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) かさ上げ工事 居住者の現に居住する被災住宅等の解体又は当該敷地外への移転以外で、建物基礎のかさ上げをする工事、それに付随する敷地の盛土をする工事及び擁壁設置工事。

(2) 盛土工事 居住者の現に居住する被災住宅等を解体して、同一の敷地内に新築又は増改築をし、かつ、当該住宅に係る敷地の盛土をする工事、それに付随する建物基礎のかさ上げをする工事及び擁壁設置工事。

(3) ひき家工事 被災住宅等の移動で、敷地が従前の敷地の全部または一部を含んでいる場合に限る。

(対象者及び対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条第1項に定める居住者で、自己の居住の用に供する被災住宅等にかさ上げ工事等を行う者又は町長が特に認めた者とする。ただし、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

2 補助金の交付の対象となる工事は、かさ上げ工事等のほか、建物内の土間コンクリート工事等を含むものとする。

(補助の対象となる経費及び補助金の限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第2項に定める補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内で、200万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 かさ上げ工事等に係る宅地内の土地及び建物が複数であっても前項の額を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久穂町被災住宅かさ上げ工事等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 補助金の申請における添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 佐久穂町被災住宅かさ上げ工事等補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 案内図（対象建築物の位置のわかるもの）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 当該工事図面（平面図・施工図等）

3 申請者は、補助金の対象となる工事に着手する前に、交付申請書を提出しなければならない。

（事前着手）

第6条 申請者が、補助金の交付の決定前に補助事業等に着手しようとするときは、補助事業等事前着手承認申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業等事前着手承認通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付の決定）

第7条 町長は、第5条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付を認めたときは、様式第5号により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた事業内容の変更を行おうとする者は、あらかじめ、変更内容について町長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、補助事業変更申請書（様式第6号）によるものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助金を受けた事業が完了したときは、実績報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。なお、交付決定後に工事内容に軽微な変更が生じた場合は、変更後の内容を記載するものとする。

2 規則第5条第1項第4号に定める町長の指示する軽微な変更とは、工事費においては10%以内とする。

3 前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 施工記録等
- (3) かさ上げ工事に要した経費に係る請求書及び領収書の写し

4 実績報告の提出は工事の完了後、速やかに行うものとし、交付決定の通知のあった年度の3月20日までに行うものとする。

5 実績報告書が提出されたときは、町長は速やかに報告書の内容に基づいて現地を確認するものとする。

（額の確定）

第10条 町長は、申請者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助金交付の確定を受けた者は、佐久穂町被災住宅かさ上げ工事等補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(代理受領)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の受領を、当該補助事業を施工した業者(以下「事業者」という。)に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 代理受領を行う事業者は、第5条第1項に規定する申請書を提出するときは、同条第2項に規定する書類に、佐久穂町被災住宅かさ上げ工事等補助金代理受領予定届出書(様式第10号)及び当該代理受領に係る委任状を添付しなければならない。

3 事業者が代理受領を中止するときは、実績報告書を提出する前までに、佐久穂町被災住宅かさ上げ工事等補助金代理受領予定届出取下書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

4 代理受領により補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業が完了したときは、第9条第3項第3号に規定する書類に代えて補助事業に要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び佐久穂町被災住宅かさ上げ工事等補助金内訳報告書(様式第12号)を実績報告書に添付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

(1) 町長へ提出又は報告する書類の記載事項に虚偽があるとき

(2) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき

(3) その他町長が不相当と認めるとき

2 前項により補助金交付の決定を取消すときは、様式第13号により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第13条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。